

1 3 中央防波堤内側ばら物ふ頭荷役料金

東洋埠頭株式会社 豊洲営業所

TEL 03-5564-8111

(1) 港湾運送事業料金

大型機械荷役料金(平成3年12月21日実施)

1) 料金の種類及び額

① 基本料金

荷姿	品 目	例 示 品 目	料金 (1トンにつき)
撒	石炭・コークス類	有煙炭(内国産・粉)	573 円
		無煙炭(内国産・粉)	604 円
		有・無煙炭(内国産・小・中塊・切込)	633 円
		有・無煙炭(外国産・粉)	716 円
		オイルコークス	786 円
		コークス(塊)	1,618 円
	鉍礦石類	鉍礦石(粉)	707 円
		特殊鉍礦石	1,085 円
	肥料類	塩化加里	828 円
	砂糖類	砂糖(外国産)	1,053 円

② 割増料金

種 別	内 容	割増率
半夜荷役	16時30分から21時30分までの間における荷役	基本料金の6割増
日・祝祭日荷役	祝・祭日における荷役	基本料金の10割増
土曜日荷役	休日・土曜日における荷役	基本料金の6割増
雨天雪天荷役	雨天・雪天時における荷役	基本料金の1割増

③ 諸料金

待機料金

昼 間 (8時30分から16時30分まで)	1人1時間につき	4,340 円
半 夜 (16時30分から21時30分まで)	1人1時間につき	6,740 円

④ 不荷役日

1月1日

⑤ 分担金及び付加金

イ 港湾福利分担金

各貨物1トンにつき2円80銭とします。

ロ 港湾労働法関係付加金

例示品目	金額
有煙炭(内国産・粉) 無煙炭(内国産・粉) 有・無煙炭(内国産・小・中塊・切込) 有・無煙炭(外国産・粉)	75 銭
オイルコークス・コークス塊・鈹礦石(粉) 特殊鈹礦石・塩化加里・砂糖(外国産)	1 円 50 銭

ハ 労働安定基金

各貨物 1 トンにつき 2 円 45 銭とします。

⑥ 消費税及び地方消費税の加算

料金の総額の 10%

2) 料金の適用方

① (適用範囲) 本料金は中央防波堤内側ばら物ふ頭における大型機械による特殊荷役に限り適用します。

② (作業範囲) 大型機械荷役料金が適用される作業範囲は、揚荷にあつては、本船内の貨物を野積場まで搬送する作業とし、積荷にあつては、野積場より本船に積込むまでの作業とします。

③ (料金表に記載のない貨物) 基本料金表に記載のない貨物については、基本料金表に荷姿、取扱数量、作業構成員数等に関し類似した貨物がある場合には、当該貨物に適用される料金を、これらに関し類似した貨物がない場合には委託者との協議の上決定した料金を、それぞれ基本料金とします。

④ (割増料金) 割増料金の適用方は、次のとおりとします。

イ 半夜荷役割増

16 時 30 分より 21 時 30 分までの間における荷役について、所定の半夜荷役割増を適用します。

ロ 祝祭日荷役割増

祝日及び祭日における荷役について、所定の祝祭日荷役割増を適用します。

ハ 土曜日荷役割増

土曜日荷役割増は、土曜日(当該週の月曜日から金曜日までの間に国民の祝日がある場合における土曜日を除く。)における作業について適用します。

ニ 雨天、雪天荷役割増

委託者の要求により雨天・雪天時において荷役を行った場合に所定の雨天・雪天荷役割増を適用します。

⑤ 諸料金

諸料金の適用方は、次のとおりとします。

イ 待機料金

本料金は、荷役開始時刻(昼間荷役にあつては8時30分、半夜荷役にあつては16時30分)以降における本船入港待、本船積込貨物の到着待又は天候或いは揚貨装置故障等による荷役待機が生じた場合であつて、昼間荷役にあつては、8時30分から16時30分までの間、半夜荷役にあつては、16時30分から21時30分までの間に発生した待機時間については、それぞれの待機料金を適用します。ただし、待機理由が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

ロ 最低料金

本料金は、次の各号に該当する場合に適用します。ただし、これらの場合が港運事業者の責に帰さないものであるときに限ります。

A 荷役手配の取消しの場合

- a 昼間荷役の手配申し受け最終時刻(前日の15時)以降2時間を経過してからの取消しについては、昼間荷役の最低料金を適用します。
- b 半夜荷役の手配申し受け最終時刻(当日の15時)以降の取消しについては、半夜荷役の最低料金を適用します。

B 半端荷役等の場合

荷役開始後における作業中止又は小量作業或いは待機が伴ったこと等により、昼間荷役及び半夜荷役の区分毎に当該作業に係る請求金額がそれぞれの最低料金額に満たない場合は、当該の最低料金を適用します。

⑥ 消費税及び地方消費税の加算

免税となる貨物には適用しません。

⑦ (料金の計算方) 料金の計算方は次によります。

- イ 重量は、1,000キログラムをもって1トンとし、体積は1.133立方メートルをもって1トンとみなします。
- ロ 計算トン数は、重量・体積いずれか大なる方によります。
- ハ 割増料金が重複する場合には、基本料金にそれぞれの割増率を乗じて各割増料金を算出し、これらの金額を合算します。

(2) その他

- 1) 特殊貨物(特大品、変質、発熱、塵埃、汚損の甚だしい貨物、海難貨物等)及び特殊荷役(海難船・特殊船の荷役、荒天時荷役、荷印その他仕訳を伴う荷役、見本採取等を伴う荷役、長距離移送等)の場合は、基本料金のほかに、委託者と協議の上

決定した金額を申し受けます。

- 2) 委託者の要求により、特別の荷役機械、資材等を使用した場合及びフォアマンを増員した場合には、委託者と協議の上、別途実費を申し受けます。
- 3) 本料金表に記載のない事項については、法令に反しない範囲内において当事者間の取極め又は慣習によります。